

社会福祉法人 育成福祉会は一般事業主行動計画を策定したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規程に基づき、下記、行動計画書のとおり雇用環境の整備を進めていきます。

## 社会福祉法人 育成福祉会 行動計画書

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日 までの2年間
2. 内容

目標1：計画期間内の男性職員の育児休業者1名以上、女性職員の育児取得率を90%以上とする。

〈対策〉平成25年4月～ 各施設掲示板、並びに職務会において、本行動計画の周知・啓発を実施

平成25年4月～ 育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

平成25年4月～ 休業取得者が発生した場合、必要に応じて代替職員を整備する

目標2：若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇用または職業訓練の推進。

〈対策〉平成25年4月～ 受入施設、事業所への説明及び体制を作り関係行政機関各種学校との連携

平成25年4月～ 各施設掲示板において取り組みの周知を図る。

平成25年4月～ 各施設にて、インターシップの受入開始。